

非自発的失業者の方へ

勤めていた会社の倒産、解雇、雇い止めなど、事業主の都合によって失業した方の国民健康保険税は軽減をすることが可能です。

➤ 対象者

公共職業安定所（ハローワーク）より雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知が発行され、離職理由欄が「11、12、21、22、23、31、32、33、34」に該当する離職日時点で65歳未満の方が対象です。

様式第11号（第17条の2関係）（第1面、第2面）

雇用保険受給資格者証

（第1面）

1. 支給番号 48010-10-000109-7		2. 氏名 コソケ 知子		
3. 被保険者番号 4800-014551-0	4. 性別 男	5. 離職時年齢 45	6. 生年月日 3-400101	7. 求職番号 12345
8. 住所又は居所				
9. 支払方法(記号(口座)番号 - 金融機関名 - 支店名) 安定所現金 (G)				
10. 資格取得年月日 100401	11. 離職年月日 220331	12. 離職理由 11		
13. 60歳到達時賃金日額	14. 離職時賃金日額 4,000			
16. 求職申込年月日 220401	17. 認定日 1型-月	18. 受給期間満了年月日 230331		
19. 基本手当日額	20. 所定給付日数	21. 通算被保険者期間		

➤ 必要なもの

- ・雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知
- ・国民健康保険証

➤ 軽減額

対象者の前年の給与所得を100分の30として計算します。

➤ 軽減期間

離職日の翌日の属する月から、翌年度末までの期間です。

※軽減期間中、軽減対象の離職理由以外で新たに雇用保険の受給資格を取得した場合、軽減が受けられなくなります。

※軽減額を反映した税額通知書の発送は、原則申請月の翌月中旬を予定しております。

問い合わせ先 坂戸市役所 健康保険課 国民健康保険係
電 話 049-283-1331 (内線442~446)